

## 1 趣旨

人権施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、琴浦町人権尊重の社会づくり条例第5条に基づき人権施策基本方針(案)を策定するもの。

## 2 内容

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 人権をめぐる社会の動き   | 国内や町の取組の経過          |
| (2) 第1章 基本的な考え方   | 人権施策基本方針の位置づけ、基本理念  |
| (3) 第2章 人権施策の推進方針 | 教育・啓発の推進、相談体制の確立等   |
| (4) 第3章 分野別施策の推進  | 17分野の人権問題における施策の方向性 |

## 3 策定までの流れ

行政職員で構成する庁内策定チーム、有識者と行政職員で構成する基本方針策定委員会で素案を協議し、人権尊重の社会づくり審議会、町内関係団体等との意見交換会やパブリックコメントを行い、人権施策基本方針(案)を作成する。

## 4 基本方針策定委員会

- (1) 開催日 令和3年9月22日(水)、10月20日(水)、11月10日(水)  
12月4日(水)、令和4年1月27日(木)
- (2) 協議内容 人権施策基本方針(案)について
- (3) 主な協議事項  
さまざまな人権問題についての法律、国の動向について  
相談支援体制の充実について  
分野別施策における推進方針について

## 5 パブリックコメント結果(別紙参照)

- (1) 期間 令和3年12月22日(水)～令和4年1月7日(金)
- (2) 結果 意見数(10人・37件)内容・対応方針はホームページ公開

## 6 策定のポイント

- (1) さまざまな相談や困りごとへの対応を関係機関が連携し、相談支援体制を推進
- (2) 地域での孤立の防止に向けた行政機関の連携した対応
- (3) 相談や困りごとから明らかになった地域課題をテーマに啓発を実施
- (4) 常にマイノリティ(少数者)の人がいることを前提とした社会づくりを推進
- (5) マジョリティ(多数者)側の人々が常に変わる必要があることを認識した啓発推進
- (6) 日頃から自らの人権意識の高揚に努め、新たな課題に気づく知性や感性を養う
- (7) 新たな課題が発見された時は、その課題を受け止め、解決の方策を探っていく